

下野市市民農園利用者の会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は下野市市民農園利用者の会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、下野市市民農園(以下「農園」という。)において、農業体験や各種イベント等を行うことにより、健康的でゆとりのある生活を目指すと共に、消費者と生産者の交流を促進し、利用者相互の親睦・情報交換と農園外の市民との交流により「ふるさと意識や郷土愛」を育み、健全で明るい農園づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 利用者相互の親睦・情報交換に関する事項
- (2) 消費者と生産者の交流促進に関する事項
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本会は、農園の利用者をもって組織する。

(役員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 幹事 | 3名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
3. 事務局長は、会務を処理する。但し、事務局員は市農業公社職員をもってあてる。
4. 幹事は、事務局長を補佐し、会務の運営にあたる。
5. 会計は、会計事務を処理する。
6. 会計監査は、事業及び会計を監査する。

(役員の出選及び任期)

第7条 本会の役員は、役員会において出選し、総会において承認を受ける。

2. 役員の仕事は2年とし再任は妨げない。ただし、欠員により補充された役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会・役員会とし役員会の仕事は、会長があたる。

(総 会)

第9条 総会は、年1回開催し、会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2. 総会に出席できない場合には、委任状を提出する。

(総会附議事項)

第10条 総会に附議すべき事項は、次のとおりとする。

1. 事業報告並びに決算に関すること。
2. 事業計画並びに予算に関すること。
3. 規約の改正等に関すること
4. 役員承認に関すること
5. 会費の徴収に関すること
6. その他必要な事項

(議 決)

第11条 総会の議事は、出席会員(委任者を含む。)の過半数の賛成をもって決議する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じ随時開催し、会長がこれを招集する。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑 則)

第15条 この規定に定める事項のほか必要な事項は、役員会において定める。

(附 則)

この規約は、平成14年6月23日から施行する。

この規約は、平成16年4月4日から施行する。(第5条、第6条)

この規約は、平成18年4月9日から施行する。(第1条、第2条)

この規約は、平成19年4月15日から施行する。(第6条、第9条、第11条)

この規約は、平成23年4月11日から施行する。(第2条、第3条)